

令和6年度 白河市男性育児休業取得促進奨励金 申請要領

奨励金の目的 （詳細は1ページ）

男性が育児休業を取得しやすく、仕事と家庭生活等が両立できる職場環境の整備を促進するため、市内の事業所で勤務する男性労働者が合計5日以上の子育て休業を取得した場合に、中小企業事業主に対して、奨励金を交付します。

交付対象 （詳細は1ページ）

白河市内に事業所を有する中小企業（みなし大企業を含む）

奨励金の交付額 （詳細は6ページ）

対象労働者の育児休業取得期間と申請日時点の住所地に応じて交付額が変動します。

取得期間 (分割取得の場合は通算)	奨励金額	
	市内に住所を有する者	市外に住所を有する者
5日以上14日未満	10万円	5万円
14日以上50日未満	15万円	10万円
50日以上	20万円	15万円

○対象となる育児休業に係る1人の子（多胎児は1人の子とみなす）につき、1回のみ申請することができます。

○同一事業主に対しては、同一年度内に100万円まで交付します。

申請方法 （詳細は7ページ）

○白河市公式ホームページからダウンロードした申請様式に必要事項を記入し、郵送または窓口にて申請してください。

〈白河市公式ホームページ〉

www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page009055.html



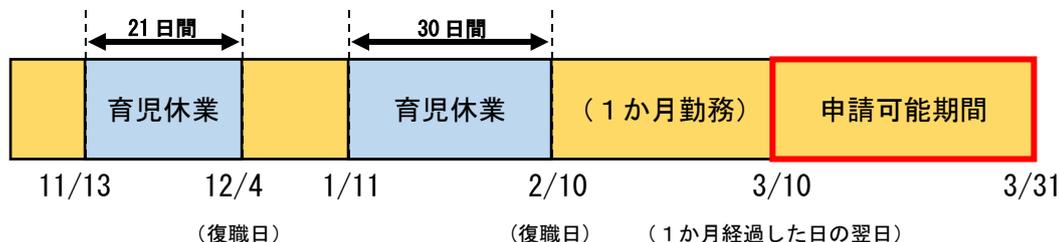
○対象となる男性労働者が育児休業から復帰した日から起算して1か月経過した日の翌日から申請可能です。

※申請が可能になった日から2か月以内または令和7年3月31日のいずれか早い日までに申請してください。

(例1) 育休取得期間：14日



(例2) 育休取得期間：51日



問い合わせ・申請先

白河市産業部商工課 商工振興係

住 所：〒961-0053 白河市中田 140 番地 白河市産業プラザ人材育成センター

受 付：平日（土日祝日および年末年始を除く） 8:30～17:15

電 話：0248-21-5910（直通） メール：shoko@city.shirakawa.fukushima.jp

目次

1	奨励金の目的	1
2	交付対象事業主	1
3	対象となる労働者	4
4	奨励金の額	6
5	申請受付期間	6
6	申請方法	7
7	申請書類	8
8	交付の決定	9
9	奨励金の交付	9
10	交付決定の取り消し、奨励金の返還	10
11	申請要領改訂履歴	10

1 奨励金の目的

白河市男性育児休業取得促進奨励金（以下「奨励金」という。）は、男性が育児休業を取得しやすく、仕事と家庭生活等が両立できる職場環境の整備を促進するため、白河市内の事業所で勤務する男性労働者が育児休業を取得した場合に、中小企業事業主に対して、予算の範囲内において交付します。

2 交付対象事業主

交付対象は、交付申請日時点において、次の(1)～(6)の要件をすべて満たしている中小企業事業主（みなし大企業を含む）です。

(1) 白河市内に事業所を有する中小企業事業主であること（みなし大企業含む）

「中小企業」とは、「資本金の額もしくは出資の総額」または「常時雇用する労働者の数」が、次の表で示す業種ごとの金額・人数以下の事業者を指します。

業種	資本金の額もしくは出資の総額	常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

※資本金等を有しない事業者の場合、常時雇用する労働者の数で判定します。

※「常時雇用する労働者」とは、正社員、パート、アルバイト等の名称にかかわらず、以下の①または②のいずれかに該当する労働者を指します。

- ① 期間の定めなく雇用されている者
- ② 過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者または雇入れ時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者（一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であってその雇用契約期間が反復更新されて、事実上①と同等と認められる者）

※「事業者」とは、次の①～⑧を指します。

- ① 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に定める「会社」
- ② 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2号に定める「特例有限会社」

- ③ 士業を規定する法律の規定により設立された法人
(例：弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人、司法書士法人 等)
- ④ 一般社団法人及び一般社団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 条で定める「一般社団法人等」
- ⑤ 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 2 に規定する「公益法人等」
(例：医療法人、学校法人、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人 等)
- ⑥ 法人税法別表第 3 に規定する「協同組合等」
(例：漁業協同組合、農業協同組合、信用金庫、中小企業等協同組合 等)
- ⑦ 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項で定める「特定非営利活動法人」
※ただし、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当するものは除きます。
 - (ア) 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主目的とするもの
 - (イ) 特定団体の構成員又は特定職域者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
 - (ウ) 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの
- ⑧ 個人事業主

(2) 雇用保険の適用事業所であること

対象労働者が勤務する事業所が支店や営業所であり、雇用保険について本社等で継続事業の一括を行っている場合も対象となります。

(3) 就業規則等により育児休業についての規定を設けていること

育児・介護休業法に規定する育児休業制度を規定していることが必要です。

就業規則等に記載が無い場合、または常時雇用する従業員が 10 人未満の事業者で、就業規則等を作成していない場合は、育児休業制度を明文により規定している必要があります。

(4) 対象となる男性労働者を雇用していること

4～5 ページに記載の要件をすべて満たす労働者を雇用していること。

(5) 市又はマスメディアの取材及び広報に協力すること

事業主に対して、市またはマスメディアから本奨励金に関連する取材の依頼があった場合には、可能な限り積極的なご協力をお願いします。

また、本奨励金を活用した事例や、子育てしやすい環境づくりに関する活動について、白河市公式ホームページにて掲載させていただきますので、ご協力ください。

(6) 市税を滞納していないこと

「市税」とは、以下の(ア)～(エ)（個人事業主の場合は(ア)～(オ)）を指します。

① 法人の場合

- (ア) 個人の市民税（白河市市税条例（平成 17 年白河市条例第 72 号）第 45 条の各号の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）
- (イ) 法人の市民税
- (ウ) 固定資産税
- (エ) 軽自動車税（種別割）

② 個人事業主の場合

〈個人として納付すべき市税〉

- (ア) 個人の市民税（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 319 条第 1 項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。）
- (イ) 固定資産税
- (ウ) 軽自動車税（種別割）
- (エ) 国民健康保険税

〈事業者として納付すべき市税〉

- (オ) 個人の市民税（白河市市税条例第 45 条の各号の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）

※上記(1)～(6)の要件をすべて満たす場合であっても、次のいずれかに該当する場合は、奨励金の対象外となります。

- 国、地方公共団体及び特別の法律により特別の設置行為をもって設立された法人（その資本金の全部又は大部分を国又は地方公共団体が出資している法人、又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源の 50%以上を国又は地方公共団体からの交付金若しくは補助金等によって得ている法人）

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
- 政治団体
- 宗教上の組織又は団体
- 白河市暴力団排除条例（平成 24 年白河市条例第 31 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団に関与している者
- 奨励金の趣旨及び目的に照らして交付が適当でないと市長が判断する者

3 対象となる労働者

本奨励金の対象となる労働者は、交付申請日時点において、次の(1)～(4)の要件をすべて満たしている方です。

(1) 交付対象事業主の市内の事業所に勤務する男性労働者であること

交付対象事業主とは、「2 交付対象事業主」（1～4 ページ）の要件をすべて満たす中小企業事業主（みなし大企業を含む）をいいます。

(2) 雇用保険の被保険者として雇用されていること

(3) 養育する子が2歳に達するまでの間に、次の期間の育児休業を新たに取得していること

- ① 5 日以上 14 日未満（うち所定労働日に対する休業は 4 日以上）
- ② 14 日以上 50 日未満（うち所定労働日に対する休業は 9 日以上）
- ③ 50 日以上（うち所定労働日に対する休業は 30 日以上）

→令和 6 年 4 月 1 日以降に、新たに申出した育児休業が対象となります。

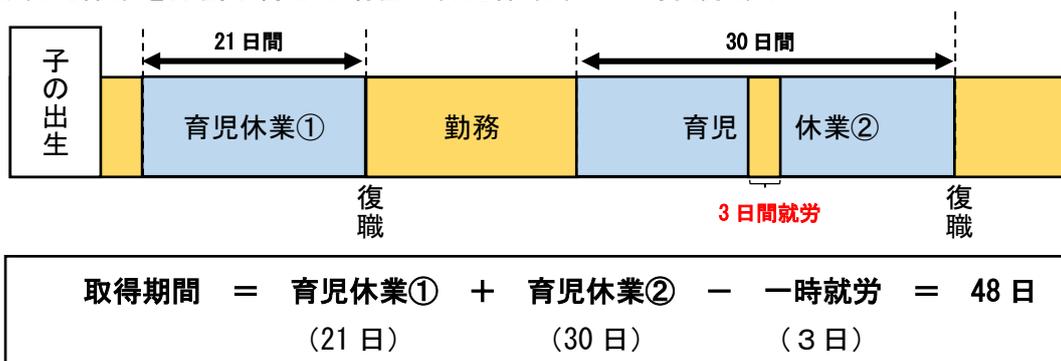
※ 3 月 31 日までに申出し、4 月 1 日以降に開始したものは含みません。

【取得期間の計算方法】

- ・ 所定労働日のほか、休日を含めて計算してください。
- このとき、所定労働日は上記の期間以上である必要があります。

- ・令和6年4月1日以降に同一の子に係る育児休業を分割して取得している場合、それぞれの取得期間を通算してください。
- ・対象労働者が、労使協定により育児休業中に一時的に就労を行った場合は、当該就労日は取得期間に含めないでください。

(例) 育児休業を分割取得した場合（育児休業中の一時就労あり）



- 「養育する子」とは、育児・介護休業法において育児休業取得の対象と認められた実子、養子および次のア～ウの関係にある子をいいます。
 - ア 特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子を養育している場合（特別養子縁組の成立の請求が裁判所に係属している場合に限る）
 - イ 養子縁組里親に委託されている子を養育している場合
 - ウ 当該労働者を養子縁組里親として委託することが適当と認められるにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該労働者を養育里親として委託された子を養育する場合
- 「育児休業」とは、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業を指します。また、同法に規定する育児休業を上回る事業者が規定する育児のための休業制度も対象となります。
- 養育する子が多胎児の場合、取得した育児休業は1回とみなします。
(例：双子にかかる育児休業を取得した場合であっても、2回としない。)

(4) 育児休業終了後に職場復帰し、申請日までに1か月以上勤務したこと

職場復帰日から起算して、連続して1か月以上勤務していることが必要です。
申請が可能となる期間は「5 申請受付期間」（6ページ）に記載のとおりです。

4 奨励金の額

奨励金は、対象労働者の育児休業取得期間と申請日時点の住民登録地に応じて、次の表のとおり交付額が変動します。

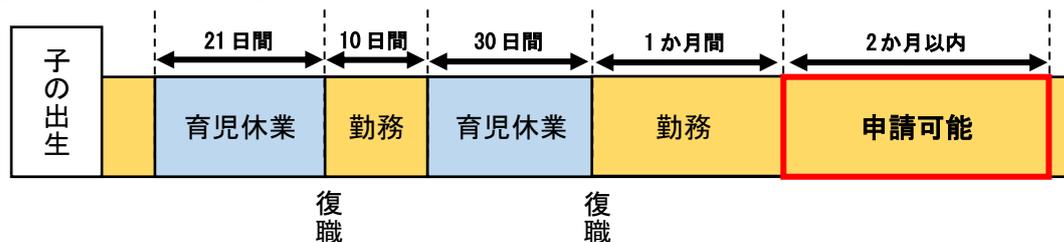
取得期間 (分割取得の場合は通算)	奨励金額	
	市内に住所を有する者	市外に住所を有する者
5日以上14日未満	10万円	5万円
14日以上50日未満	15万円	10万円
50日以上	20万円	15万円

- 対象となる育児休業に係る1人の子につき1回、申請可能です。なお、多胎児については、1人の子とみなします(子の人数分、申請することはできません)。
- 同一の子に係る育児休業を分割して取得している場合は、すべての育児休業が終了してから申請を行ってください。申請後に取得した育児休業は対象外となります。
- 同一事業主に対する奨励金の交付は、同一年度内において100万円が上限です。
本奨励金の対象となる男性労働者が複数名いる場合は、それぞれ申請してください。
- 本奨励金は、国や他自治体を実施する男性労働者の育児休業取得に関する助成金等と併せて申請可能です。その場合、国や他自治体において、併用を不可としていることがありますので、事前に当該助成金等の要項等をご確認ください。
- 申請日時点の住民登録地については、第2号様式「同意書兼宣誓書」への同意に基づき、関係機関に住民登録状況を照会することにより確認を行います。

5 申請受付期間

対象労働者が育児休業から復帰して1か月経過した日の翌日(以下、「起算日」という。)から2か月以内、または起算日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで【必着】
※最終日が土日祝日および年末年始の場合、その翌開庁日を期限とします。

【申請期間イメージ】



6 申請方法

(1) 申請方法

郵送または窓口にて申請書類を提出してください。

【郵送先】

〒961-0053

白河市中田140番地 白河市産業プラザ人材育成センター

白河市商工課 男性育休奨励金担当

【窓口へお持ち込みの場合】

下記の担当窓口までお持ち込みください。

受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

〒961-0053

白河市中田140番地 白河市産業プラザ人材育成センター1階

白河市産業部商工課商工振興係

(2) 申請書類

「7 申請書類」(8～9ページ)に記載の書類をすべて揃えた上でご提出ください。

(3) 申請関連様式のダウンロード

下記URLまたは二次元コードから、白河市公式ホームページにアクセスし、申請要領や申請様式等をダウンロードしてください。

www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page009055.html



7 申請書類

(1) 白河市男性育児休業取得促進奨励金交付申請書（第1号様式）

白河市公式ホームページから様式をダウンロードし、作成してください。

(2) 同意書兼宣誓書（第2号様式）

白河市公式ホームページから様式をダウンロードし、作成してください。

対象労働者に係る項目については、必ず本人の自署にて記入してください。

(3) 就業規則等（育児休業について規定されているもの）の写し

就業規則等のうち、次の①～②が明記されている部分の写しを提出してください。

- ① 作成した事業者名が確認できる部分
- ② 育児休業制度を明文により規定していることが確認できる部分

(4) 対象労働者の雇用保険被保険者資格取得等確認書（事業所通知用）の写し

事業主が被保険者となる労働者を雇用し、公共職業安定所（以下、「ハローワーク」と言います。）にその旨を届け出た際、ハローワークにて当該労働者が被保険者となったことについて確認した場合、ハローワークから交付される事業主が雇い入れた労働者の雇用保険の加入の有無を確認するための書類です。

(5) 対象労働者から提出された育児休業の取得の申請書等の写し

次の①～④が明記されている書類の写しを提出してください。

- ① 申請年月日 ※申請日が令和6年4月1日以降のものに限る。
- ② 申請した労働者の氏名
- ③ 育児休業に係る子の氏名
- ④ 休業の期間（開始日および終了日）

○育児休業期間が変更されている場合は、変更にかかる申請書類も併せて提出してください。

(6) 対象労働者の育児休業に係る子の出生の事実を確認できる書類の写し

次の①～③が明記されている書類の写しを提出してください。

- ① 対象労働者の氏名
- ② 子の氏名、生年月日
- ③ 続柄

具体的には、次のいずれかを提出してください。

- ・母子健康手帳の子の出生を証明するページ及び対象労働者の氏名が記載されたページの写し
- ・続柄の記載された対象労働者の住民票の写し（本籍及びマイナンバーは不要）や戸籍等の公的証明書類の写し

(子が対象労働者の被扶養者である場合のみ)

- ・健康保険被扶養者異動届にかかる決定通知書の写し

(7) 対象労働者の育児休業の状況及び復帰後の出勤状況が確認できる書類の写し

対象労働者の育児休業期間中及び復帰後1か月間の出勤簿またはタイムカード等の対象期間中の休業及び出勤状況が分かるものの写しを提出してください。

8 交付の決定

提出のあった申請書類を審査し、要件をすべて満たしていることが確認できた場合に、奨励金の交付決定を行います。交付を決定した場合は、白河市男性育児休業取得促進奨励金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知します。

なお、審査には1か月程度要しますので、あらかじめご了承ください。

○申請書類に不備や不足がある場合、修正や追加提出を求めることがあります。

不備や不足が解消できない場合は、不交付となりますのでご注意ください。

不交付となった場合、白河市男性育児休業取得促進奨励金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知します。

○決定通知書は、交付申請書（第1号様式）に記載のある所在地へ郵送します。

※決定通知書の再発行はできませんので、紛失しないようご注意ください。

9 奨励金の交付

(1) 奨励金の交付（支払い）

○交付決定を受けたら、白河市男性育児休業取得促進奨励金交付請求書（第5号様式）に振込先口座の内容が確認できる書類（通帳の見開き部分の写し等）を添えて、速やかに提出してください。

○交付請求書に記載された口座に、交付決定された奨励金を一括で振り込みます。

○交付請求書の提出から奨励金の支払いまでは、約2週間～3週間程度要します。

○支払い時には通知はいたしませんので、通帳記帳等にてご確認ください。

(2) 奨励金の使用用途

○奨励金の使用用途については、特段の定めはありません。

○奨励金の交付から一定期間後、奨励金の利用方法や仕事と家庭生活等が両立できる職場環境整備への取組みについて取材をさせていただき、その内容について、白河市公式ホームページにて紹介いたします。

10 交付決定の取り消し、奨励金の返還

○奨励金の交付決定を受けた方であっても、次の(1)または(2)のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すことがあります。

- (1) 白河市補助金等交付規則または白河市男性育児休業取得促進奨励金交付要綱の規定に違反したとき
- (2) 不正または虚偽の申請により奨励金の交付決定を受けたとき

○奨励金の交付（支払い）後に、交付決定を取り消した場合は、書面で取り消しの理由を通知するとともに、奨励金の返還を請求します。取り消しを受けた方は、納付期限までに必ず返還しなければなりません。

11 申請要領改訂履歴

版数	発行日	改訂履歴	該当ページ
初版	令和6年10月1日	-	-